

普通預金

<商品説明書>

(令和7年11月14日現在)

1. 商品名	・普通預金
2. 販売対象	・法人及び個人
3. 預入期間	・定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・一般法人 総合課税 ・個人 原則、一律20.315%の源泉分離課税
8. 手数料	(未利用口座管理手数料) - 最後の預入れまたは払戻してから2年以上、一度も預入れまたは払戻しがなく、且つ、一定の金額に満たない口座を未利用口座とし、年間1,320円(消費税等含む)の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。初回手数料をご負担いただいた後も預入れまたは払戻しがなく、未利用口座に該当する場合は、毎年手数料をご負担いただきます。 - 次の場合は、未利用口座の対象外です。 ① 当該口座の残高が10,000円以上 ② 当該口座と同一店舗に定期性預金、外貨預金、投資信託、保険契約などの預かり資産がある場合 ③ 当該口座と同一店舗にお借入れ(カードローンを含む)がある場合 - 預入れまたは払戻しに、利息決算の預入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは含みません。 - 対象となるお客さまには事前に書面によるご案内を送付します。ご案内後、引落日の前日までに当該口座の利用または解約等のお手続きがない場合は、対象口座から未利用口座管理手数料の引落しを実施いたします。

普通預金

<商品説明書>

(令和7年11月14日現在)

	・未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、預金残高全額を未利用口座管理手数料の一部に充当のうえ、未利用口座を解約いたします。未利用口座の解約にあたっては、預金者への通知は行いません。
9. 付加できる 特約事項	・個人のは総合口座による当座貸越ができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・個人のはマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時	—
11. 当行が契約 している指 定紛争解決 機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. その他参考 となる事項	・預金保険の対象商品です。 ・預金契約上の地位、その他この取引にかかるいっさいの権利及び通帳は譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。 ・金利については窓口でお問い合わせください。